

大和市告示第78号

大和市産後ケア事業費用助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市産後ケア事業費用助成要綱の一部を改正する要綱

大和市産後ケア事業費用助成要綱（令和2年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。）」の次に「（妊娠37週未満で出産した場合にあっては、出産予定日）」を加える。

第4条第1項第1号中「であって、1回当たりの利用時間が1時間30分である委託事業者を利用する」を「の」に、「9,000円」を「7,200円」に、「10,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「18,000円」を「16,200円」に、「20,000円」を「18,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「1泊を2回」を「滞在日数1日につき1回」に、「1回当たり27,000円（非課税世帯等の場合は30,000円）」を「次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 2日目まで 1日当たり24,300円（非課税世帯等の場合は27,000円）

イ 3日目以降 1日当たり21,600円（非課税世帯等の場合は24,000円）

第4条第1項第4号を同項第3号とし、同条第2項中「4,500円」を「3,600円」に、「5,000円」を、同項第2号に掲げる場合は7,200円（非課税世帯等の場合は8,000円）を、同項第3号」を「4,000円）を、同項第2号」に、「9,000円」を「8,100円」に、「10,000円」を「9,000円」に、「同項第4号」を「同項第3号」に、「は13,500円」を「のうち、同号アに掲げる期間は1日当たり12,150円」に、「15,000円」を「13,500円）を、同号に掲げる場合のうち、同号イに掲げる期間は1日当たり10,800円（非課税世帯等の場合は12,000円）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大和市産後ケア事業費用助成要綱の規定は、施行日以後に行う同要綱第3条第1項に規定する産後ケア事業（以下単に「産後ケア事業」という。）について適用し、施行日前に行っ

た産後ケア事業については、なお従前の例による。